

平成26年度

事業計画書

○基本理念

～笑顔あふれるまちづくり

ひとりの和から大きな輪へ～

○基本方針

市民の共助（地域福祉活動）を作り出し、支援していく社会福祉協議会本来の役割を再認識し、関係機関との情報の共有を行いながら、公的サービスだけでは問題解決が困難な、地域での多様な生活課題解決のためのネットワークづくりを進めます。

平成26年度は、第2期地域福祉活動計画の最終年度であることから、計画実施状況の点検を行いながら、次期活動計画の策定を関係機関との協力を得ながら実施します

介護サービスについては、介護問題の相談機関としての位置づけを強化しながら介護技術や対人援助技術のスキルアップを図り、より充実したサービスの提供に努めます。

○重点事項（第2期地域福祉活動計画）

- （1）みんなで支えあう地域ぐるみの福祉活動を進めます。
- （2）福祉活動に対する関心を高め、多様なボランティア活動を支援します。
- （3）きめ細やかで柔軟な総合相談体制と生活支援を強化します。
- （4）誰もがその人らしく、地域で安全に安心して暮らせる福祉サービスの充実に努めます。
- （5）市民から信頼される社協をめざします。

○事業内容

1. 法人運営部門

社会福祉法人としての適切な運営を行いながら、市民から信頼され支持される体制づくりを行います。地域部門、介護部門とも職員が専門職として地域に入り、関係機関等と連携しながら共に支えあう地域づくりを進めることができるよう職員研修の充実に努めます。

- ①理事会、評議員会、監事会、専門委員会などの開催
- ②職員研修会の開催
- ③新会計基準会計システムへの移行準備
- ④職員給与体系の検討

2. 地域福祉部門

平成25年度中に実施した、職員による事業見直しプロジェクト会議の協議結果を受けて事業の整理・統合を行い、市民にわかりやすい事業展開を図るとともに、市民がお互いに支えあう地域づくりや自主的なボランティア活動などの支援に積極的に取り組みます。

また、今年度で「第2期地域福祉活動計画」の最終年を迎えることから、事業の検証を行いながら「第3期地域福祉活動計画」の策定作業に取り組みます。

(1) みんなで支えあう地域ぐるみの福祉活動をすすめます

①笑顔あふれるまちづくり委員会の充実

委員会の開催による地域の福祉課題の把握や社会福祉協議会事業に対する意見や提言を集約するとともに、地域のサロンなどの事業に参加協力をお願いします。

②福祉員活動の充実

地域の福祉情報の把握や市民からの要望取り次ぎ、社協会費のとりまとめなど、地域の「福祉アンテナ役」としての福祉員活動の充実を図ります。

③福祉座談会やふれあいサロンの開催

町内会や集落単位での福祉座談会や、地域の住民が気軽に参加できる「ふれあいサロン」を社協主導で開催し、積極的に地域との関わりを持ちながら様々な支援を行います。

④地域支えあい活動推進事業

町内会や集落単位で自主的に開催される「ゆいゆい交流会」の支援を行います。

⑤結っこサービスの充実

介護保険制度などの公的サービスでは対応できない、話し相手や日常生活のちょっとしたお手伝い、買い物支援等をする「結っこサービス」の充実に努めます。

⑥結っこサポーターの養成事業(新規)

生活・介護支援サポーター養成事業が市からの委託が終了する事か

ら、結いっこサービスを担うサポーターの養成講座を社協の自主事業として開催します。

⑦町内会長（地域代表者）会議の開催（新規）

全支所の共通事業として町内会長会議を開催し、社協事業の紹介や情報交換を行う事により地域との連携を図ります。

⑧地域福祉関係機関連絡会の開催（新規）

地域の関係機関（市役所、警察、消防、民協等）が一堂に会する連絡会を全支所で開催し、情報の共有や意見交換等連携を図りながら地域福祉活動を強化していきます。

⑨福祉実態調査事業

民生児童委員協議会との連携による福祉実態調査を行い、地域の福祉状況を調査するとともに、気になる世帯や除雪の必要な世帯の把握を行います。

（２）福祉活動に対する関心を高め、多彩なボランティア活動を支援します

①福祉教育推進事業

・福祉教育担当者連絡会

中央、東部、西部の地域ごとに小、中、高校、特別支援学校との連絡会を開催し、学校等と連携を深めながら様々な福祉の心を育む事業を実施します。

・ゆいゆいきゃっぷ回収事業

・バリアフリー体験授業「菜のはなタイム」

・サマーショートボランティア

・ふれあい年賀状送付事業（新規）

市内に居住する一人暮らし高齢者に、小中学校の児童・生徒が書いた年賀状をおくります。

・ふれあい弁当（協和）

・世代間交流事業（神岡、中仙）

②ボランティア団体や活動への支援

・大仙市ボランティア連絡協議会や大仙雪まる隊への支援

・ボランティア活動保険への加入

- ・災害時に備えた災害ボランティアセンターの体制強化

③笑顔あふれるまちづくり推進事業助成金

市内の福祉団体、学校、ボランティア団体等に対し、活動費を助成します。

(3) きめ細やかで柔軟な総合相談体制と生活支援を強化します

①総合相談支援事業

- ・職員による一般相談や弁護士、司法書士による専門相談の実施
- ・高齢者あんしん相談室（地域包括支援センター）や居宅介護支援事業所での介護相談の対応

②資金貸付事業による生活支援

- ・たすけあい資金貸付事業
- ・生活福祉資金貸付事業

(4) 誰もがその人らしく、地域で安全に安心して暮らせる福祉サービスの充実に努めます

①一人暮らしや高齢者のみの世帯で日常生活に不便や不安のある方に対する支援

- ・緊急通報体制等整備事業
ふれあい安心電話の設置や電話での声かけ、協力員とのお隣りネット連絡会の開催
- ・食の自立支援事業
調理が困難な世帯へのお弁当の配達（週3回まで）
- ・市営住宅独居高齢者安全確認業務
市営住宅に単身で生活する高齢者への電話での声かけ
- ・身守りカード
自身の情報、緊急時の連絡先や治療中の病名などを記載したカードの作成、配布
- ・エンゼル事業
子供が産まれた方に、紙おむつを1袋贈呈します。
- ・雪おろし費用の補助（大曲）
- ・火災警報機設置事業（中仙）
- ・紙おむつ援助事業（南外・仙北）

- ②自宅で介護されている世帯への支援
 - ・家族介護者交流事業や介護教室の開催
 - ・車イスなどの福祉用具の貸出
 - ・紙おむつ購入費の一部補助（南外、仙北）

③高齢者交流事業の開催

- 一人暮らしや高齢者世帯の交流事業開催
 - ・大曲地域：一人暮らし高齢者交流事業
 - ・神岡地域：一人暮らし高齢者の集い、ニコニコふれあい広場
 - ・西仙北地域：一人暮らし高齢者の集い、生き生き講座
 - ・中仙地域：一人暮らし高齢者のつどい、世代間交流事業、一人暮らし高齢者地区交流会
 - ・協和地域：おんこの会
 - ・南外地域：一人暮らし高齢者親睦会
 - ・仙北地域：高齢者世帯交流会
 - ・太田地域：一人暮らし高齢者のつどい

④そのほかの事業

- ・地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）
- ・介護予防デイサービス事業（仙北）
- ・デイサービス事業（協和）

（５）市民から信頼される社協をめざします

社会福祉協議会の役割や事業についてPRを行いながら市民の協力が得られる社会福祉協議会を目指します

- ①合併10周年記念大仙市社会福祉大会の開催
- ②全市版、支所版広報の充実
- ③ホームページを利用した広報活動や情報の公開
- ④無料出前講座の実施

3 介護サービス部門

介護や支援を必要とする方が住み慣れた自宅で過ごせるよう、介護保険並びに障害者総合支援サービスの提供を3ステーションを核にして実施します。引き続き地域福祉部門との連携を密にし、社会福祉協議会の介護サービスの特徴を出すことにより、より市民に身近な事業の展開を進めると共に、一層事業所としてのPRに努めます。

ここ数年の介護報酬減少に対し原因を探りながらその対応に努めてきましたが、平成26年度から3居宅介護支援事業所において「特定事業所加算Ⅱ」の算定が出来る体制を整えます。

また、平成25年度実施した新たなサービスを検討するプロジェクトの結果を基に、公的サービスでは対応できないサービスの提供を目指します。

(1) 介護保険サービス

法令の遵守と職員の資質の向上を図り、利用者が安心して受けられるサービスの提供に努めます。

①訪問介護事業

ケアプランと連携した個別の訪問介護計画を作成し、可能な限り自宅で自立した生活ができるよう援助を行います。

また、利用者等のニーズを聞き取り、今後力を注ぐべき利用者の思いに添った新たなサービスを検討します。

②訪問入浴事業

看護師と介護員2名で安心安全な入浴サービスの提供に努めます。

また、最近利用者が減少していることから、現状分析を行った上で今後の事業展開について検討します。

③居宅介護支援事業

介護の相談や介護に関する認定申請、各種書類の提出代行等を行い、利用者やご家族の意向を踏まえて適切なケアプランのもとでサービスが利用できるように努めます。

また、高齢者あんしん相談室と連携し困難ケースにも対応します。

④生活管理指導員派遣事業（市から受託）

要介護認定で自立と判定された方で、調理や掃除などの支援を必要とする方にヘルパーを派遣します。

⑤要介護認定訪問調査（大曲仙北広域市町村圏組合他市町村から受託）

要介護認定申請された方の自宅等に認定調査員が訪問し、心身の状態について調査を行います。

⑥介護予防ケアプラン作成（大仙市から受託）

要支援と認定された方が、介護状態にならないためのサービス利用

に係る介護予防ケアプランを作成します。

(2) 障害者総合支援サービス

法令を遵守しそれぞれの障がいに対応できるよう職員の資質の向上を図り、利用者が安心して受けられるサービスの提供に努めます。

①居宅介護・重度訪問介護・同行援護事業

利用者や家族の要望に合わせた訪問介護を行い、可能な限り自宅で生活できるよう援助を行います。

また、同行援護については、利用者の安全に細心の注意をはらいながら援助を行います。

なお、利用者が増加傾向にあり、引き続きサービスのPRに努めます。

②地域生活支援事業（市から受託）

障がい者の安心安全を第一に考えた外出支援や、自宅浴が困難な方への訪問入浴介護を行います。

4 高齢者あんしん相談室（地域包括支援センター）部門

大曲仙北広域市町村圏組合からの受託事業で、大曲南部地区と協和地域の2カ所で事業を実施し5年目となります。

高齢化が進んでおり多種多様な介護に対する相談も増え、社会福祉協議会の地域福祉部門や他機関と連携を取りながら適切な対応に努めます。

平成27年度の介護保険法の改正により高齢者あんしん相談室の役割や業務内容の変更が想定され、その動向を的確に把握し対応します。

(1) 総合相談・権利擁護事業

高齢者やその家族などからの相談に対し、その場での解決若しくは他機関へのつなぎを行います。

最近では相談内容が複雑になっており、それに対応できるよう種々の研修等に参加し資質の向上に努めます。

(2) 介護予防ケアマネジメント

特定高齢者に介護予防援計画書を作成し、高齢者の自立を支援します。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント

主任介護支援専門員が、居宅介護支援事業所のケアマネージャーが抱える困難事例等に対しアドバイスをを行い利用者を支援します。

(4) 介護予防ケアプラン作成

要支援者に対するアセスメントのもと適切な介護予防サービス・支援計画書の作成に努めます。